



熊本県公報

号外 第28号

平成30年6月29日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則…………… (水産振興課) 1
- 熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… (税務課) 9

規 則

熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第24号

熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第17条第3項の規定に基づき、第一種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(採捕の数量等の報告者)

第3条 法第17条第3項の規則で定めるもの（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次に掲げる漁業を営む者とする。

- (1) 中型まき網漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第2項に規定する中型まき網漁業をいう。次条第3号イにおいて同じ。）
 - (2) 小型まき網漁業（熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2。以下この条において「漁業調整規則」という。）第7条第2号アに規定する小型まき網漁業をいう。次条第3号イにおいて同じ。）
 - (3) 敷き網漁業（漁業調整規則第7条第2号クに規定する敷き網漁業をいう。次条第3号イにおいて同じ。）
 - (4) 定置漁業（漁業法第6条第3項に規定する定置漁業をいう。次条第3号イにおいて同じ。）
 - (5) 小型定置網漁業（漁業調整規則第7条第2号タに規定する小型定置網漁業をいう。）
 - (6) 漁業法第6条第2項に規定する共同漁業権又は同法第7条に規定する入漁権に基づく共同漁業（次号に掲げるものを除く。）
 - (7) 漁業法第6条第5項第2号に掲げる第二種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）
 - (8) 漁業法第110条の規定により置かれる太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会又は瀬戸内海広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、くろまぐろを採捕する漁業
- (採捕の数量等の報告事項)

第4条 採捕の数量等の報告者は、法第17条第3項の規定により、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 採捕の数量等の報告者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕に係る漁業の免許番号又は船舶の許可番号（前条第9号に掲げる沿岸くろま

ぐる漁業にあっては、承認番号)及び船名

(3) 第一種特定海洋生物資源(次に掲げるものに限る。以下同じ。)ごと(くろまぐろにあっては、重量の区分ごと)の採捕の数量

ア 前条各号に掲げる漁業を営む者によって採捕されたくろまぐろ

イ 中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業又は定置漁業を営む者によって採捕されたまあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば

(4) 採捕に係る第一種特定海洋生物資源の陸揚げ(くろまぐろの種苗の採捕にあっては、移送用の仮いけす等に入れることをいう。以下同じ。)をした日

(採捕の数量等の報告の方法)

第5条 採捕の数量等の報告者は、漁獲可能量による管理の対象となる期間(次項において「漁獲可能量管理期間」という。)中に陸揚げをした第一種特定海洋生物資源について、当該陸揚げをした日の属する月ごとに取りまとめ、当該月の翌月の10日までに別記様式により報告しなければならない。

2 採捕の数量等の報告者は、知事が法第8条第2項の規定による公表をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲可能量管理期間の末日までの間は、当該公表に係る第一種特定海洋生物資源の陸揚げをした日ごとに、当該陸揚げをした日から3日以内に別記様式により報告しなければならない。

3 採捕の数量等の報告者が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により前項の規定による報告をした場合における第一種特定海洋生物資源の陸揚げをした日から知事に報告する日までの期間の計算については、送付に要した日数は算入しない。

(電子情報処理組織による報告)

第6条 採捕の数量等の報告者は、第4条の規定による報告について、前条第1項又は第2項に規定する報告の方法に代えて、県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と採捕の数量等の報告者の使用に係る電子計算機として知事が指定するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下この条において「電子情報処理組織」という。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた報告は、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

3 電子情報処理組織を使用して第4条の規定による報告をしようとする者についての前条第1項又は第2項の規定の適用については、同条第1項中「別記様式により報告しなければならない。」とあるのは「電子計算機(採捕の数量等の報告者の使用に係る電子計算機として知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)から入力して県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。」と、同条第2項中「別記様式により報告しなければならない。」とあるのは「電子計算機から入力して県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。」とする。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

（その1 第3条各号に掲げる漁業（同条第4号、第5号及び第7号に掲げる漁業を除く。）を営む者の場合）

熊本県知事 様

※受理年月日	
※処理年月日	

採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
 （免許を共有する場合及び共同経営で許可を受けている場合にあつては、代表者の氏名）

印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項及び熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第4条の規定により、採捕の数量等を次のとおり報告します。

免許番号、許可番号又は承認番号		船 名	
	第一種特定海洋生物資源の種類	陸揚げをした日	採捕の数量 (kg)
くろまぐろ	小型魚 (30kg 未満)		
	大型魚 (30kg 以上)		

〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印を付した欄は、記載しないこと。
- 4 免許を共有する場合又は共同経営で許可を受けている場合、免許を共有する者又は共同経営で許可を受けている者が代表者に対し採捕の数量等を報告することについて委任したことを証する書面を添付すること。

(その2 第3条各号に掲げる漁業(同条第4号、第5号及び第7号に掲げる漁業を除く。)を営む者が水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する漁業協同組合の組合員である場合において、当該漁業協同組合が当該組合員に代わりくろまぐろの採捕の数量等を報告するとき)

熊本県知事 様

※受理年月日	
※処理年月日	

採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書

年 月 日

組 合 名
代表者氏名

漁業協同組合
印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項及び熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第4条の規定により、採捕の数量等を次のとおり報告します。

第一種特定海洋生物資源 くろまぐろ (小型魚 (30kg未満))

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	免許番号、許可番号又は承認番号	船名	陸揚げをした日	採捕の数量(kg)

第一種特定海洋生物資源 くろまぐろ (大型魚 (30kg以上))

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	免許番号、許可番号又は承認番号	船名	陸揚げをした日	採捕の数量(kg)

〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印を付した欄は、記載しないこと。
- 3 採捕の数量等の報告者である組合員がその所属する漁業協同組合に対し当該報告を委任したことを証する書面を添付すること。

(その3 第3条各号に掲げる漁業(同条第4号に掲げる漁業を除く。)を営む者が水産業協同組合法第2条に規定する漁業協同組合の組合員である場合において、当該漁業協同組合が当該組合員に代わりまあじ、まいわし又はまさば及びごまさばの採捕の数量等を報告するとき)

熊本県知事 様

※受理年月日	
※処理年月日	

採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書

年 月 日

組 合 名

漁業協同組合

代表者氏名

印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項及び熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第4条の規定により、採捕の数量等を次のとおり報告します。

第一種特定海洋生物資源の種類	
----------------	--

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	許可番号	船名	陸揚げをした日	採捕の数量(kg)

〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印を付した欄は、記載しないこと。
- 3 採捕の数量等の報告者である組合員がその所属する漁業協同組合に対し当該報告を委任したことを証する書面を添付すること。

(その4 第3条第4号、第5号又は第7号に掲げる漁業を営む者の場合)

熊本県知事 様

※受理年月日	
※処理年月日	

採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
（免許を共有する場合及び共同経営で許可を受けている場合にあっては、代表者の氏名）

印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項及び熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第4条の規定により、採捕の数量等を次のとおり報告します。

免許番号又は許可番号		船名	
第一種特定海洋生物資源の種類		陸揚げをした日	採捕の数量 (kg)
くろまぐろ	小型魚 (30kg 未満)		
	大型魚 (30kg 以上)		

〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 ※印を付した欄は、記載しないこと。
- 4 免許を共有する場合又は共同経営で許可を受けている場合、免許を共有する者又は共同経営で許可を受けている者が代表者に対し採捕の数量等を報告することについて委任したことを証する書面を添付すること。

(その5 第3条第4号、第5号又は第7号に掲げる漁業を営む者が水産業協同組合法第2条に規定する漁業協同組合の組合員である場合において、当該漁業協同組合が当該組合員に代わりくろまぐろの採捕の数量等を報告するとき)

熊本県知事 様

※受理年月日	
※処理年月日	

採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書

年 月 日

組 合 名

漁業協同組合

代表者氏名

印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項及び熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第4条の規定により、採捕の数量等を次のとおり報告します。

第一種特定海洋生物資源 くろまぐろ (小型魚 (30kg未満))

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	免許番号又は許可番号	船名	陸揚げをした日	採捕の数量 (kg)

第一種特定海洋生物資源 くろまぐろ (大型魚 (30kg以上))

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	免許番号又は許可番号	船名	陸揚げをした日	採捕の数量 (kg)

[備考]

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印を付した欄は、記載しないこと。
- 3 採捕の数量等の報告者である組合員がその所属する漁業協同組合に対し当該報告を委任したことを証する書面を添付すること。

(その6 第3条第4号に掲げる漁業を営む者が水産業協同組合法第2条に規定する漁業協同組合の組合員である場合において、当該漁業協同組合が当該組合員に代わりま
あじ、まいわし又はまさば及びごまさばの採捕の数量等を報告するとき)

熊本県知事 様

※受理年月日	
※処理年月日	

採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書

年 月 日

組 合 名

漁業協同組合

代表者氏名

印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項及び熊本県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第4条の規定により、採捕の数量等を次のとおり報告します。

第一種特定海洋生物資源の種類	
----------------	--

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	免許番号	船名	陸揚げをした日	採捕の数量 (kg)

〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印を付した欄は、記載しないこと。
- 3 採捕の数量等の報告者である組合員がその所属する漁業協同組合に対し当該報告を委任したことを証する書面を添付すること。

訓 令

熊本県訓令第26号

本庁各部（公室・局）課（グループ）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年6月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第66条第1項中「自動車取得税申告書（報告書）（」の次に「省令第16号の9様式。」を加え、「を受け付けたときは」を「の提出があったときは」に改め、同項第4号中「当該申告書」を「申告者に申告書」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 自動車税事務所長は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出があったときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 課税すべき自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を審査すること。

(2) 前号に規定する事項に誤りがあったときは、申告者に申告書の補正を行わせること。

(3) 第1号の規定による審査又は前号の規定による補正の結果適当と認めるときは、申告者に対して納付情報を通知すること。

第79条中「第66条」を「第66条第1項又は第2項」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年7月2日から施行する。